都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会常任理事 羽 鳥 裕

健康経営優良法人 2018 (中小規模法人部門) の申請受付について

健康経営優良法人認定制度につきましては、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人(医療法人を含む)を顕彰するものであり、初年度(2017年度)優良法人として大規模法人部門に235法人、中小規模法人部門に318法人が認定されております。

今般、経済産業省より、別添1のとおり健康経営優良法人2018(中小規模法人部門)の申請受付を開始する旨、プレスリリースがなされましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

2018 年度の認定基準は別添2のとおりであり、次世代へルスケア産業協議会健康投資ワーキンググループ (本会からは今村副会長が参画)の議論を踏まえ、定期健診の実施、50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施等が必須要件化されるなどの変更がなされております。 (申請方法等の詳細につきましては、経済産業省ホームページ(以下URL)をご参照下さい。)

なお、大規模法人部門(医療法人の場合は従業員101人以上が対象)の認定申請受付につきましては、経済産業省が実施した「平成29年度健康経営度調査」に回答した法人を対象として、11月中旬を予定しているとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会、関係団体等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

[経済産業省ホームページ]

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

News Release



平成 29 年 11 月 6 日

日本健康会議において

健康経営優良法人 2018(中小規模法人部門)の申請受付が開始されました



経済産業省では、次世代ヘルスケア産業協議会健康投資ワーキンググループ(日本健康会議健康経営500社ワーキンググループ及び中小1万社健康宣言ワーキンググループも合同開催)において、健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」すべく、「健康経営優良法人認定制度」の設計を行い、本制度を運営する日本健康会議において、「健康経営優良法人2017」として、大規模法人部門に223法人、中小規模法人部門に318法人を認定しました。

本日、日本健康会議において、「健康経営優良法人 2018(中小希望法人部門)」の認定申請の受付が開始されましたのでお知らせします。(なお、大規模法人部門の認定につきましては、11月中旬の申請受付開始を予定しています。)

1. 健康経営とは

「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。企業理念に基づき、従業員への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績や株価の向上につながると期待されています。

2. 健康経営優良法人認定制度とは

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の 法人を顕彰する制度です。

健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目的としています。また、本制度は、日本健康会議(※1)の「健康なまち・職場づくり 2020」の宣言 4「健康組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を 500 社以上とする。」及び宣言 5「協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を 1 万社以上とする。」を達成するための一助となることも目的としています。

初回となる「健康経営優良法人 2017」では、「大規模法人部門(ホワイト 500)」として、235 法人、「中小規模法人部門」として 318 法人が認定されました。

3. 健康経営優良法人の認定について

本制度では、中小規模の企業や医療法人を対象とした「中小規模法人部門」と、規模の大きい企業や医療法人を対象とした「大規模法人部門(※2)」の2つの部門に分け、それぞれの部門で「健康経営優良法人」を認定します。

2018年度の認定は、日本健康会議に設置される認定委員会において申請書の審査を行った上で、平成30年2月下旬ごろに発表する予定です。

本日、本制度を運営する日本健康会議において、「健康経営優良法人 2018(中小規模法人部門)」の認定申請書の受付が開始されましたのでお知らせいたします。

- ※1日本健康会議とは、少子高齢化が急速に進展する日本において、国民一人ひとりの 健康寿命延伸と適正な医療について、民間組織が連携し行政の全面的な支援のもと 実効的な活動を行うために組織された活動体です。経済団体、医療団体、保険者な どの民間組織や自治体が連携し、職場、地域で具体的な対応策を実現していくことを 目的としています。(http://kenkokaigi.jp/about/index.html)
- ※2 大規模法人部門に申請できる法人は、経済産業省が実施した「平成 29 年度健康経 営度調査」に御回答いただいた法人に限られます。 なお、大規模法人部門の認定申請受付は、11 月中旬を予定しています。

4. 今後のスケジュール

〇申請期間

平成 29 年 11 月 6 日(月曜日)~平成 29 年 12 月 8 日(金曜日)

〇認定時期

平成30年2月下旬(予定)

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の商標登録です。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務・サービスグループ ヘルスケア産業課長 西川

担当者:山本、紺野、小林

電 話:03-3501-1511(内線 4041~3)

03-3501-1790(直通) 03-3501-0315(FAX)

健康経営優良法人2018(中小規模法人部門)の認定基準

別添2

				\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須
3. 制度・	従業員の健康課題 の把握と必要な 対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記①〜④のうち 2項目以上
			②受診勧奨の取り組み	
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	
		対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定	
	健康経営の実践に 向けた基礎的な 土台づくりと ワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は一般社員に対する教育機会の設定	左記⑤~⑧のうち 少なくとも1項目
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑮以外)	
施策実行	従業員の心と身体の 健康づくりに向けた 具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑨~⑮のうち 3項目以上
		健康増進・ 生活習慣病 予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み	
			⑪運動機会の増進に向けた取り組み	
			⑫受動喫煙対策に関する取り組み (※「健康経営優良法人2019」の認定基準では必須項目とする)	
		感染症予防対策	⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み	
		過重労働対策	④長時間労働者への対応に関する取り組み	
		メンタルヘルス対策	⑤不調者への対応に関する取り組み	
4. 評価・改善 保険者へのデータ提供 (保険者との連携)			(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須
5.法令遵守・リスクマネジメント			定期健診を実施していること(自主申告)	必須
			保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施(自主申告)	
			50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること(自主申告)	
			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)	